

ドイツにおける近現代土地制度史 研究の新展開

—「ベルリン会議」とK.ヘスのフィデイコミス論—

加 藤 房 雄

1990年8月に出版した小著『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察——』の「緒論 欧米におけるドイツ農業史研究の現状——一つの暫定的整理として——」において、わたくしは、近年とみに目覚ましい近現代ドイツ農業・土地制度史研究の欧米諸国での新たな隆盛を指摘しつつも、ことドイツ（プロイセン）世襲財産制の社会経済史的実質の問題に関するかぎり、およそ次のように述べざるをえなかった。すなわち、「中＝近世史についてはひとまず措くとして、近＝現代史、それもとりわけ、19世紀末『大不況』以降期あるいは帝国主義（転化）期に即するかぎり、ドイツ『世襲財産（制）』問題は、現在、諸外国においても、断片的・部分的な言及はともかくとして、体系づけた仕方では全く研究されてはいない状況にある」¹⁾、と。

そればかりではない。欧米諸国の代表的農業史家²⁾、すなわち、ハルニツシュ (Hartmut Harnisch) とハイツ (Gerhard Heitz)、そしてメラー (Robert G. Moeller) やヌスパウム (Helga Nussbaum)、さらにはファー

1) 加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察——』勁草書房、1990年、13ページ。

2) ここで言う農業史とは、農業経営と土地所有との農業構造を分析する狭義のそれではなく、より広く、農民・農村労働者運動、農政史、農村イデオロギー、他産業との関連、そして国際比較等の包括的な諸問題まで研究対象として含みうる、言わば広義の農業史である。

(Ian Farr) らが、各自の問題関心と方法的立場等の違いを超えて、一様に口を揃えて認めざるをえなかった³⁾ とおり、そもそも、わたくしにとってのここ数10年来の「時期的対象としての世紀転換期」⁴⁾ そのものが、「ドイツ農業史研究史上の一つの『空白』期」⁵⁾ を成していたことを、わたくしは、ここで再度確認しておきたいと思う。柳澤治氏の口吻を借りるならば、「ドイツ世襲財産制の展開」⁶⁾ の問題は、「その重要性にも拘らず制度上の複雑さの故にこれまで十分な経済史的分析が行われずにきた」⁷⁾ ままの状態にとどまっており、それはとりわけ、19世紀末から20世紀初頭への世紀転換期を起点とする「古典的帝国主義の時代」⁸⁾ に関するかぎり、皆無と断言できうるほどの研究史上の一大未開墾地だったのである⁹⁾。

さて、ここで、ドイツ農業・土地制度史研究の現状から、現実のドイツ資本主義それ自体の今日的状況に眼を転じるならば、1990年10月3日に実現した東西両ドイツの統一が、「東ドイツ」の「現存社会主義」体制の崩壊と一先進資本主義国としての旧「西ドイツ」によるその整理・清算、な

3) 加藤房雄, 前掲書, 13-14ページ, そして23ページの注87) 参照。

4) 同上, 13ページ。

5) 同上, 14ページ。

6), 7), 8) 柳澤治氏の拙著への書評, 『土地制度史学』第133号, 1991年, 70-72ページ参照。

9) 小著上梓前後の一年有余のあいだにすでに、ドイツ農業・土地制度史に直接関連する新しい重要な成果が、あいついで公開されている。近時にあっての斯学の隆盛は、まことに目覚ましい。いまわたくしの手許にある注目書だけでも、下記の書物がある。ただし、本稿の後段で検討する Klaus Heß の近刊書は列挙から外す。

Hans-Ulrich Wehler (Hg.), *Europäischer Adel 1750-1950*, Göttingen 1990; Maria Blömer, *Die Entwicklung des Agrarkredits in der preußischen Provinz Westfalen in 19. Jahrhundert*, Frankfurt am Main 1990; Wolfgang Jacobeit, Josef Mooser u. Bo Stråth (Hg.), *Idylle oder Aufbruch? Das Dorf im bürgerlichen 19. Jahrhundert. Ein europäischer Vergleich*, Berlin 1990; Burkhard Theine, *Westfälische Landwirtschaft in der Weimarer Republik. Ökonomische Lage, Produktionsformen und Interessenpolitik*, Paderborn 1991; Walter Achilles, *Landwirtschaft in der frühen Neuzeit*, München 1991; Peter Blicke (Hg.), *Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Ein struktureller Vergleich*, München 1991.

らびに戦後冷戦構造の事実上の終焉を告げる世界史上未曾有の出来事にほかならぬことは、周知のとおりであるが、この文字どおり歴史的な意味をもつ統一ドイツ社会の今後の行く末は、ドイツ農業史・経済史研究の基本的視座からすれば、旧東独内の4,500に達する「社会主義的」集団農場(LPG)の解体¹⁰⁾とその帰趨という重大問題に端的に集約される、旧東ドイツ地域の農業再編成・農業再建の課題と密接不可分の関係に立つ、と言わなければならない。

一論客により「かつて巨大な影響力をもった」¹¹⁾と形容される「比較経済史の基礎理論」¹²⁾たる「資本主義発展の『二つの途』論」¹³⁾が、封建制から資本主義への移行を巨視的に取り扱って、各国資本主義の類型論を構築した際に、市民革命における封建的土地所有廃棄の仕方に着目する視点を提示しつつ、農業・土地問題解決のブルジョア的な「二つの道」と資本主義諸国の構造的・類型的性格との有機的かつ規定的な連関の問題を、戦後の日本資本主義再建、とりわけ農地改革のあり方というすぐれて実践的な課題をも自覚的に意識しながら追求したとするならば、いま、われわれの眼前にある問題はこうである。ドイツにおける「社会主義」から資本主義への移行とでも呼びうべき統一ドイツ資本主義の今後の展開は、LPG解体、すなわち、「社会主義的土地所有制」廃棄¹⁴⁾の徹底化の如何、したがってまた、そのかぎりでの旧東独領内農業・土地問題解決の仕方とそこでの『土地制度』の変革¹⁵⁾のあり方によって、「決定的な影響」¹⁶⁾を受

10) さしあたり、読売新聞（大阪）、1990年10月5日付の記事「統一ドイツ経済——期待と不安」〈中〉参照。

11), 12), 13) 肥前栄一「フーフェとドヴォル——比較経済史の現代的可能性——」『未来』第242号、1986年、2ページ。

14) ロシアではソフホーズ（国营農場）の解体とかつてのクラーク（富農）的土地私有の復活が進んでいる、と伝えられている。毎日新聞（大阪）、1991年12月6日、「激変ソ連の実像 共和国からの現場報告」参照。〔1991年12月28日、エリツイン・ロシア大統領は、「土地改革断行の緊急措置」と題する大統領令を布告し、ここに、コルホーズ（集団農場）・ソフホーズの解体と農地私有化との道が法的に確定した。毎日新聞（大阪）、1991年12月30日、参照。（1992. 1. 20. 付記）

15), 16) 大塚久雄『欧洲経済史』〔1956年〕『大塚久雄著作集』第四巻、岩波書店、1969年、155ページ。

けるのではあるまいか、と。少なくとも、統一ドイツ社会の将来になんらかの規定性を与えるに相違ない旧東ドイツでの *Agrarfrage* とその解決の仕様との現代的重要性は、明らかであろう。

現代世界史に深く刻印される統一ドイツをめぐるこのような事態の劇的な展開が、われわれの固有の研究領域である *Agrargeschichte* にも波及して、分析対象の時期的限定の点での一大転換を迫る重大な衝撃波とならざるをえなかったとしても、それは決して驚くにはあたらない。事実、先に見たとおり従来ややもすれば「手薄」¹⁷⁾ になりがちであった19世紀末以降の現代農業＝土地制度史の課題に、本格的に立ち向かおうとする機運が、ほかならぬドイツの地で、いまようやくにして醸成されつつあるように思われる。以下に一二の例を示そう。

I 「ベルリン会議」の重要性

まず最初に、1992年4月9日から同月11日までの三日間、ベルリン・フンボルト大学学術交流・会議センター (Wissenschaftliches Kommunikations- und Konferenz-Zentrum der Humboldt-Universität zu Berlin) を舞台として、ベルリン工業総合大学歴史学研究所 (Institut für Geschichtswissenschaft der Technischen Universität Berlin) が主催する「ドイツ農業・土地制度史ベルリン会議」Berliner Tagung zur Agrargeschichte Norddeutschlands in Kaiserreich und Weimarer Republik (以下「ベルリン会議」と略記) は、ベルリン工業総合大学のライフ (Heinz Reif) 教授を代表者として、H. ハルニツシュ、クレム (Volker Klemm)、アヒレス (Walter Achilles) らの旧東西両ベルリン農業史家グループが準備している国際会議である¹⁸⁾。当大会の共通論題は、「危機脱出の方途と打開策。19世紀から20世紀への転換期における東部ドイツ農業の安定化構想と近代化戦略」*Wege und Auswege aus der Krise:*

17) 木谷勳氏による拙著の書評、『社会経済史学』第57巻第3号、1991年、148ページ。

18) ここでの叙述は、ライフ教授による1991年6月25日付のわたくしへの招待状、ならびに同年8月15日と11月18日付で同教授がわたくしに送付した書簡と大会プログラム案そして参加予定者名簿によっている。

Stabilisierungskonzepte und Modernisierungsstrategien der ostdeutschen Landwirtschaft an der Wende vom 19. zum 20. Jahrhundert となっており、ライフ教授が1991年11月18日付の書簡とともにわたくしに示した暫定プログラムによれば、合計17の報告が予定されている。各自分担の個別テーマと未定の一人を除く報告者名は、以下のとおりである。

第Iテーマ部門

司会 H. J. Teuteberg (ミュンスター)

1. H. Harnisch (ベルリン)

農業国か工業国か。19世紀末における農業の状態に関する討論。

2. N. Jatzlauk (ロストック)

19世紀末の最後の20年間における農民状態のアンケート。

3. I. Buchsteiner-Ballwanz (ロストック)

ポシメルンのグーツヴィルトシャフトにおける不動産の連続性・変動・喪失, 1870—1933年。

副報告 Scott Eddie (トロント)

東エルベのプロイセンにおける大土地所有。史料上の基礎と方法論的諸問題。

4. Maria Blömer (ベルリン)

1870—1933年の東部ドイツにおける農場負債と農業信用組織。

5. 加藤房雄 (広島)

東部ドイツのグーツヴィルトシャフトにおけるフィデイコミスの社会経済的意義, 1870—1918/33年。

第IIテーマ部門

司会 K. H. Kaufhold (ゲッティンゲン)

E. Schremmer (ハイデルベルク)

1. V. Klemm (ベルリン)

東部ドイツの農学とグーツヴィルトシャフトの近代化。

2. St. Merl (ビーレフェルト)

東部ドイツの農業協同組合組織。農業進歩の機構と選択。

3. W. Achilles (ベルリン)

19世紀末以降期東部ドイツのグーツヴィルトシャフト近代化における経営学上の理想像。

4. H. J. Rook (ベルリン)

ブランデンブルク農業における機械・電気利用。

5. 未定

市場見通し，市場重圧，生産戦略。世紀転換以降期の食品市場の発展に対する東エルベ農業の適応策。

6. H. H. Müller (ベルリン)

東エルベ農業における借地人と農場支配人との状態について。

7. W. Jacobeit (ベルリン)

農業技術振興機関 (Reichskuratorium für Technik in der Landwirtschaft, RkTL) における東エルベの農民。

8. K. Herrmann (シュトゥットガルトーホーエンハイム)

ドイツ農業協会 (Deutsche Landwirtschafts-Gesellschaft) と東エルベのグーツヴィルトシャフトの近代化。

第Ⅲテーマ部門

司会 H. J. Puhle (フランクフルト)

1. J. Flemming (ハンブルク)

東部ドイツの農場における移住労働者。東エルベ大土地所有者の農村労働者政策について。

2. P. Ch. Witt (カッセル)

東部ドイツ農業への課税，1890—1933年。

3. H. Reif (ベルリン)

ワイマール共和制期東部ドイツの農業諸団体における反ユダヤ主義。

4. 総括討論。

ライフ教授送付の参加者名簿によれば，この「ベルリン会議」には，以

上の司会者と報告者計22名のほかにも多くの経済史家と農業史家が顔を揃え、ドイツはもとよりカナダ、ポーランド、ハンガリーそして日本からの多数の専門家が一堂に会する国際的な学術会議である。「ベルリン会議」の成果と意義の分析については、参加報告後執筆予定の別稿での検討に委ねることとして、ここではさしあたり、以下の二点のみを指摘するにとどめておきたい。第一に、ドイツ農業・土地制度史研究は、ついに、19世紀末から20世紀初頭へと至る世紀転換期に、その時期的対象の点での一照準を合わせ始めた。わたくしは、ここに、国際的規模における現代ドイツ農業・土地制度史研究の本格的な幕開けを見ることができるとは思えないかと考える。われわれがこの20年来終始一貫追究してきた研究時期が、いまようやくにして広く、ドイツ農業・土地制度史研究の一重要領域として、関係学会での国際的な注目と認知を得るに至ったのである。

第二に、20世紀末というまさしく次世紀への転換期の直中であって、統一ドイツ資本主義の屋台骨を根底から揺るがしかねぬ、いわゆる「プロイセン型」農業進化の本場だった旧東独地域での農業再編成の今日的課題を強烈に自覚しながら、さしあたってちょうど100年ほどさかのぼる前回の世紀転換期におけるドイツ農業の危機脱出の道を探ろうとする本会議の、すぐれて現実的かつ実践的な問題意識が確認されてしかるべきである。したがって、今回の「ベルリン会議」は、ドイツ資本主義の今後の帰趨を決するやもしれぬ差し迫った現代的課題に立ち向かって、そこでの喫緊の農業・土地問題解決の仕方を見きわめようとする鋭い問題意識に立つ国際学会であるという意味において、統一ドイツ資本主義建設のあり方への現実的な学問的関与こそが、全体を貫く「導きの赤い糸」der rote Faden にほかならぬ、と言わなければならない¹⁹⁾。本会議は、このように、研究対

19) わたくしは、ユンカー的土地所有の復活やロシアでのような富農的土地所有のそれではなく、さりとて農民解放のやり直しでもない、世界史上類例を見ない全く新しい農業再建築が講じられるべきであると考え、合理的農業（大）経営に鋭意専念する練達のペヒターを育成することとあわせて、地代の私的費消を防ぐ社会的な大地所有制 das soziale Großgrundbesitzsystem の建設を提起することはできないものであろうか。この点、稿をあらためて詳説したい。

象の時期的移動の点から見ても、また、ドイツ農業・土地制度史研究の側からする現実問題への積極的関与・関心という点でも、二重の意味において、当該研究史上エポック・メイキングな重要会議なのである。では、こうした新しい動向が、ドイツでの研究史の現状にどのように反映しているか。次に、この点を見てみよう。

II K.ヘスのフィデイコミス論

1990年7月付のまえがきで始まるクラウス・ヘス (Klaus Heß) の近著『第二帝制におけるユンカーとブルジョア的大土地所有者』²⁰⁾ は、「プロイセンにおける農業大経営，大土地所有，そして家族世襲財産 (1867/71-1914年)」(傍点筆者)を副題としており，簡単な序論 (Einleitung) と四篇構成の本論との叙述で合計316ページに達する相当な大作である。第一篇「農業大経営の概念と拡張」，第二篇「農林業大土地所有の概念・拡張・所有地構成」に続き，最終第四篇「農業大経営＝大土地所有の経済状態」の前に位置する本書の第三篇は，「家族世襲財産——農林業大土地所有の特殊形態」と題され，全文の約三分の一 (114ページ) を成す本書の核心部分である。

この著書の刊行は，それ自体として，ドイツ農業・土地制度史研究者の問題関心が，従来の蔽然たる「空白」期，すなわち19世紀末以降の世紀転換期へと大きく移動しつつあることを示す恰好の証左である。わたくしの小著上梓後の数か月以内に，それゆえ東西両ドイツの統一という歴史的一年となった同じ1990年にほぼ時を同じくして，ドイツと日本という遠い空間的距離と使用言語との違いこそあれ，研究の対象と時代そして地域のいづれの面から見ても重なり合う部分のきわめて多い書物が世に出たことを，わたくしは，一人のコレゲとして心から慶びたいと思う。そうであ

20) K. Heß, *Junker und bürgerliche Großgrundbesitzer im Kaiserreich. Landwirtschaftlicher Großbetrieb, Großgrundbesitz und Familienfideikommiß in Preußen (1867/71-1914)*, Stuttgart 1990. なお，ヘスも，1992年4月の「ベルリン会議」参加者名簿にその名を連ねている。

ればこそ、本書の批判的検討は、わたくしに課された一つの責務であろう。しかし、その全面的な展開については、紙数の制約もあり、後日を期すほかない。本稿においては、対象を世襲財産問題に絞ったうえで、しかも、本書のメリットとわたくしのフィデイコミス論とのおのずからなる相違を、二つながら浮かび上がらせるに最小限必要な範囲内に議論をとどめて、以下若干の考察を加えてみたいと思う。

まず最初にヘスは言う。本書にあっては、「世襲財産制」²¹⁾ *die Institution der Familienfideikommisse od. das Fideikommißwesen* の追究に、長大なページ数が割かれている。こうした「世襲財産制の包括的で綿密な論述が必要とされるのは、要するに、今日に至るまで、この種の研究が皆無だったからである」²²⁾。第二帝制期のプロイセンにあっては、大土地所有の相当な部分が世襲財産の法形式のもとでの固定的な状態にあったのであり、あまつさえ、当のフィデイコミスは、その政治的意義や社会政策ないしは経済政策上の評価の点から見て、「保守主義的思潮対自由主義的思想傾向との世界観の対立」²³⁾ が、その容認をめぐって相互にせめぎあう問題にほかならなかった以上、この研究が重要視されなければならないのも、けだし当然と言うべきであろう、と²⁴⁾。

序論に見られるこの言説は、フィデイコミス研究の欠如として「世界観の対立」をも含む問題の複雑さと重要性の一般的指摘の点で、もとより不適切なものではない。しかし、ヘスの場合、「世界観の対立」に止目したそれ自体として正しい対象の取り扱いも、すぐのちに見るように、錯綜した諸問題の不当な単純化の嫌いなしとせず、この点には当然、批判的な眼を向けなくてはならない。わたくしは、むしろ、本書最大のメリットを、さしあたり、以下の三点の指摘に見たいと思う。

21) *Ebenda*, S. 19.

22), 23) *Ebenda*, S. 20. なお、さまざまな世襲財産観の史的分析として、Franz Horsten, *Die Familien=Fideikommiß=Politik in Preußen in besonderer Berücksichtigung der parteipolitischen Stellungnahme*, Gießen 1924, 参照。

24) 以上について、K. Heß, *a. a. O.*, S. 19f. 参照。

(a) ヘス評価

1. 「近代的」世襲財産への発展経路²⁵⁾

そもそも、世襲財産制に固有な単独相続 (Einzelerbfolge) は、中世以前の古ドイツ法にとっては未知のものだった。それは、レーン法にあっても、普通ラント法でもその価値を認められてはいなかった。しかし、農場分割による家の権勢の衰微が、土地所有とは家産 (Familiengut) にほかならず、また、男系での相続が行われるべきであるという観念を呼び覚ました。こうして、14世紀以降、立法自主権 (Gesetzgebungsgewalt) を握る上級貴族が、ランデスヘルとしての権益をも含めて、家産を末永く維持しようとする意図に立ち、単独相続の原則を謳った家憲 (Hausverfassung) を制定し始めることとなった。ヘスによれば、これが、世襲財産成立の第一の可能性である²⁶⁾。

これに対して、下級貴族の場合はこうした方法を採用することができなかった。財産の不分割を求めようとすれば、いきおい共同相続 (Ganerbschaft) に向かわざるをえなかった。これは、兄弟と従兄弟のもとでの相続人共同体 (Erbengemeinschaft) である。相続人の数が多きに過ぎれば、次のいずれかの道が選ばれる。すなわち、共同相続を放棄して財産の分割に甘んじるのか、それとも単独相続を選択して、共同相続財産を家族世襲財産に転化させるのか。この二者択一が迫られる。後者の場合に、「近代的」²⁷⁾ 世襲財産成立の二つ目の可能性が与えられる。

「近代的」世襲財産への展開は、上述の旧来的な二つの道に加えて、なお、比較的新しい二つの筋道がある。世襲財産は、16世紀の初頭以降、ドイツの地方特別法 (Partikularrecht) を根拠として設定されたことが確認されている。これが第三。そして、最後に、スペインのマヨラスゴ (mayorazgo)²⁸⁾ を雛型にするものがそれである。この第四の仕方によっ

25) 叙述は、主として、*ebenda*, S. 101-103, による。

26) 正確に言うと、これは貴族基本財産 (Stammgut) である。山田晟『近代土地所有権の成立過程』有信堂、1958年、91ページ参照。

27) K. Heß, *a. a. O.*, S. 102.

28) マヨラスゴについては、さしあたり、J. N. Hillgarth, *The Spanish Kingdoms* (次頁へ続く)

て、世襲財産農場は17世紀以降、相当多数創設された。いまこの点について少しく詳述すれば、この法形式のドイツへの導入経路は二重である。すなわち、スペインからイタリア経由でオーストリアとドイツへ、そして、フランドルを経てドイツに入ったもの、の二つであった。

当時のドイツ法学は、スペイン伝来の世襲財産をもっぱらローマ法によって正当化しようとしたのであるが、この動きは同時に、以下の二点にわたるローマ法解釈の決定的変更をももたらさずにはおかなかった。それはまず第一に、一家族における世襲財産の譲渡制限は四代に限るべしという、その時まで係争問題とはならなかったユスティニアヌス (Justinianus) の『新勅法』Novelle 第159の一規定を、世襲財産の相続は、特定家族内での永代と規定すべしと変更した点に示された。そして第二に、さらに一步を進めて、スペイン法に拠らぬ、地方特別法を起源とするもの等の上述の三つの基本線に沿って成立した雑多な世襲財産をも、この変更ローマ法から演繹する試みさえ行われたのであった。ヘスのいわゆる「この一面的な法解釈」²⁹⁾ は、1654年に大作『貴族家族世襲財産論』*De Fideicommissis Familiarum Nobilium; Sive De Bonis, quæ pro Familiarum Nobilium conservatione constituuntur. Von Stammgütern*, を公刊したクニップシルト (Philippus Knipschild) に帰せしめられる。こうして、19世紀の末に至るまでドイツでは、この「粗けずりの単純化法学」³⁰⁾ の影響が尾を引き、ドイツの世襲財産は、あたかも「外国人の発明で、ロマンス語地域からの輸入品」³¹⁾ にすぎぬかのような観念が正当化され続けることになったのである。

1250-1516, Volume I *1250-1410 Precarious Balance*, Oxford 1976, Volume II *1410-1516 Castilian Hegemony*, Oxford 1978; Angus MacKay, *Spain in the Middle Ages. From Frontier to Empire, 1000-1500*, London and Basingstoke 1977; Henry Kamen, *Spain in the Later Seventeenth Century, 1665-1700*, London and New York 1980, とりわけ Kamen の書物の226-259ページを参照。なお、これらの文献を参看しえたのは、宮野啓二先生のご教示による。ここに記して、厚く御礼申し上げる。

29), 30), 31) K. Heß, *a. a. O.*, S. 103. ただし、注31) の文言は、L. Pfaff と F. Hofmann のもの。

ヘスのこの議論は、ドイツ世襲財産の成立に及ぼすスペイン法の影響を最大限重視しようとするプファフ (Leopold Pfaff) およびホーフマン (Franz Hofmann) らの有力な学説³²⁾ に対する批判を含意するものであると思われる。だが、法制史研究史上興味深い当該の論点についての立ち入った展開は、本書ではまだ行われていない。わたくしが拙著で提起した「フィデイコミスの法制史」³³⁾ 問題とでも言うべきテーマの本格的追究は、やはり依然として、われわれに残された今後の検討課題の一つである。ここでは、さしあたり、上梓後30数年を経ているにもかかわらず、いまなお該問題に関する内外の最高の書としての輝きを失わぬ山田晟教授の先駆者的業績に見られる以下の一節を書き記しておきたいと思う。すなわち、「家族世襲財産の実体は古くからドイツに存在し、ローマ法の継受によってその多くがローマ法的概念によって説明され、さらに、クニツシルトの学説によって大幅にスペイン法の影響をうけ、在来の家族世襲財産も大体これに融合されて、近代ドイツの家族世襲財産が成立したということは、ほぼまちがいないであろう」³⁴⁾ と。

2. ドイツ法としての展開³⁵⁾

世襲財産に関する全国規模での統一法は、神聖ローマ帝国 (962—1806年) にも、ドイツ連邦 (1815—1866年)、ドイツ帝国 (1871—1918年) 期のいずれにおいても存在しなかった。その規制は、各領邦の法制自主権に完全に委ねられていた。19世紀中葉の革命的高揚期には、フランス革命の影響のもと、世襲財産の廃棄規定が、複数の諸領邦の憲法に盛り込まれる。1849年制定の『ドイツ国憲法』の170条では、既存の全世襲財産の消滅と新設の禁止が宣せられる。1850年の『プロイセン欽定憲法』もまた、『ドイツ国憲法』同様、世襲財産の廃棄と禁止を謳うが、早くもその二年後には、貴族の圧力により、この禁止規定は取り払われる。1900年施行の『民

32) プファフとホーフマンの学説については、さしあたり、山田晟、前掲書、89ページ以下を参照。

33) 加藤房雄、前掲書、144ページ。

34) 山田晟、前掲書、91—92ページ。

35) この叙述は、おもに、K. Heß, *a. a. O.*, S. 103-105, に依拠する。

法典』にあっても、既存の法律状態にはなんらの変更も加えられなかった。世襲財産の新設は不可と定められたにしても、その法的規制は完全に各邦に委ねられたのであって、法律上は (*de jure*) 世襲財産の存在が正式な認知を受けたのである³⁶⁾。

1919年8月11日の『ワイマール共和国憲法』第155条第2項が、世襲財産の解消を全国にわたって規定する。その実施は各邦に任されるのであるが、プロイセンでは、1919年3月10日の「家産条例」*Verordnung über die Familiengüter* が、ライヒ・レベルでの廃棄命令に先んじて発布されていた。同邦における世襲財産の破棄は遅滞として進まず、1932年1月までに、1914年時点で存続していた全世襲財産の半分弱が廃棄されただけで、その面積も1914年時の約三分の一にとどまった。さらに、問題は、これらのすべてが自由財産に転化したわけではなく、世襲財産化の譲渡制限から離れはしたものの、「保護林」³⁷⁾ *Schutzforst* もしくは「森林財産」³⁸⁾ *Waldgut* という「再特権形態化」³⁹⁾ を遂げたものも少なからず存在した点にもあった。このような財産の土地面積は、1932年には、いったん廃棄された世襲財産の約35パーセントの面積に達したのである。これは、フィデイコミス問題の現代史との連繋の点で重要な意味をもつ事実である、と言いえよう。

さて、1930年代の中葉期になっても、世襲財産の解体はなお完了しなかった。ドイツ全国法が事態の促進のために発令される。1935年6月26日の「世襲財産解体統一令」*Gesetz zur Vereinheitlichung der Fideikommissauflösung* と、1939年1月1日までにすべての世襲財産が消滅すべきことを規定した1938年7月6日の「家族世襲財産ならびに自余の譲渡制限財産の消滅令」*Gesetz über das Erlöschen der Familienfideikommisse und sonstiger gebundener Vermögen* が、それである。しかし、世襲財産廃棄の法的規制をめぐる現実問題は、多くの場合、1939年1月1日以後

36) プロイセンにも世襲財産の統一法規はなく、その抜本的改革の試みが何度か頓挫したことは広く知られた事実である。Vgl. *ebenda*, S. 104.

37), 38), 39) *Ebenda*, S. 105.

の時期までずれこみ、その解決はなお長びくことも決してたまさかではなかった。該問題の最終的な着着は、旧東独地域については、1945年に実施された大土地所有の全部的収用を、そして旧西独地帯に関しては、ドイツに対する連合国の「管理委員会令」Kontrollratsgesetz 第45号を待たねばならなかったのである。

3. 現代的問題との連繫

「財産もしくは企業を未分割のまま子孫に残そうとする、資本金あるブルジョア (Bürger) の利害関心は、よし形態は〔フィデイコミスとは〕違うにせよ、今日でもなお、充分考慮に入れられている。以前の世襲財産の一部は、保護林および同種のもの、もしくは家族団体 (Familienverband), おもには家族財団 (Familienstiftung) において、依然として、自由な流通から排除されたままである。これに加えて、現今ではまた、財産を家族財団に固定する可能性が存する。1919年以前の時代との違いはたとえば、今日の譲渡制限財産の所有者が、法律によって、定期的な課税と相続法上の自己の自由裁量権の現世的制限とに服せしめられている点にあるだけなのである」⁴⁰⁾。

1945年の旧東独での「土地改革」と管理委員会の法律第45号 (1947年) とによって、世襲財産の廃棄が最終的に決まったことについてはすでに述べたが、それにもかかわらず、フィデイコミス問題は、現代の問題とも繋がりがうる。保護林あるいは家族財団等の存在と世襲財産との連繫に関するヘスの指摘は貴重であり、このテーマの現状分析は、フィデイコミス研究の現代的意義を追究するうえで、欠くことのできぬ一重要課題を成す、と言わなければならない⁴¹⁾。

(b) ヘス批判

次に、ヘスのフィデイコミス論の問題点に関する批判的検討に進もう。

40) *Ebenda*, S. 105f.

41) 印紙税 (Stempelsteuer) に関するヘスの叙述からも、筆者は学ぶところが多かった。別稿で紹介したい。

わたくしは、本書第三篇の第三章「プロイセンにおける土地所有世襲財産 (Grundstücksfideikomisse) の社会経済的意義, 1867-1914年」、そして第四章「プロイセン世襲財産政策の諸相」の第二節「ポーゼン州におけるポーランド民族兼プロイセン国民の世襲財産設立事例に見られる世襲財産政策, 1895-1918年」とくに着眼して、ヘスによる世襲財産理解の無視しえぬ難点を、われわれ自身のフィデイコミス論との対照上、その相違を明らかにするに最小限不可欠な範囲内で指摘しておきたいと思う。

1. 全面肯定と全部否定のディヒョトミー⁴²⁾

プロイセン世襲財産問題に立ち向かおうとするほどの人であるならば、1904年に発表された当該の問題に関するマックス・ヴェーバー (Max Weber) の大作⁴³⁾ との真剣な取り組みが、必至とならざるをえないことを、だれしも否認しはしないであろう。ヘスもまた、ヴェーバーの世襲財産論に折にふれて言及する姿勢は、きわめて当然とは言え、研究史の不当な無視とは無縁である点、評価されてよい。しかし、問題は、かれの理解の仕方そのものにある。「特徴的なことだが、国民経済学者 (Nationalökonom) と歴史家はおおむね一致して、〔世襲財産に対する〕多かれ少なかれきっぱりとした拒否の姿勢をとった人人に属していた。決定的な反対者は、ブレントナーノ (Lujjo Brentano), コンラート (Johannes Conrad) そしてM. ヴェーバーである。これに対して、世襲財産の擁護者としては、おもに法律家と世襲財産の利害関係者自身とが際立った存在であった」⁴⁴⁾。

これは、賛成対反対のきわめて単純な二分法 (Dichotomie) である。かつて、わたくしがモムゼン (Wolfgang J. Mommsen) のヴェーバー論を批判したときに明らかにした⁴⁵⁾ とおり、ヴェーバーは、プロイセン=ドイツ世襲財産 (所有者) の全部的一括把握を行っていたわけでは毫もなく、

42) ここでの叙述は、主として、*ebenda*, S. 159-162, による。

43) M. Weber, *Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen* [1904], in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924, S. 323-393.

44) K. Heß, *a. a. O.*, S. 159f.

45) 加藤房雄, 前掲書, 162-164ページ。

ドイツ世襲財産制全体に対する全面的批判の見地に立っていたのでもいささかもない。ヴェーバー「世襲財産論」の一枢要論点は、ある種の世襲財産の「肯定的な経済的意義」⁴⁶⁾への、絶讃と言ってよいほどのすぐれて高い評価にこそある。この点については、すでに拙著第三篇第四章の三「小世襲財産」と「大世襲財産」において詳述したので、繰り返しの愚は避けたく思うが、ヘスにあってもなお、フィデイクミスの捕らまえ方が、二律背反的な「世襲財産支持＝保守主義者 versus 世襲財産反対＝自由主義者」のディヒョトミーの埒内にとどまっているだけではなく、かてて加えて、一筋縄では行かぬアムビヴァレントな議論を展開するM.ヴェーバーを、いとも簡単に、単純きわまりない反対論者の陣営に加えていることは、きわめて一面的かつ一方的な理解の仕方にすぎぬ、と論難されても致し方あるまい。ヴェーバーの「世襲財産論」の世界も、現実のプロイセン世襲財産制が孕む問題性もともに、事実をはるかに複雑でダイナミズムに富むものだったのであり、アインザイティツヒな矮小化を許さぬ難解さを混える学問対象にほかならなかったのである。

2. 理論と歴史との立体的観点の稀薄さ⁴⁷⁾

次に、ヘスの叙述にあっては、経済学の理論視角と比較史的比較の表象がともに稀薄であるように思われる。さて、ヘスは、「農業経営における世襲財産所有者の地位」⁴⁸⁾を問題にして、「大土地所有と大経営の一致」⁴⁹⁾と「自己経営世襲財産所有者」⁵⁰⁾の優越した存在とに「世襲財産の重要な意義」⁵¹⁾を見る一般的な見地に、主としてヘプカー (H. Höpker) による統計諸表の整理⁵²⁾を基礎として、代理人経営制 (Administration) を含む借地制の世襲財産農場における相当な展開の事実を対置する。そし

46) M. Weber, *a. a. O.*, S. 378 Anm. 1).

47) この叙述は、おもに、K. Heß, *a. a. O.*, S. 182f. に基づく。

48), 49), 50), 51) *Ebenda*, S. 182.

52) H. Höpker, *Die Fideikomnisse in Preußen im Lichte der Statistik bis zum Ende des Jahres 1912*, Diss. Straßburg 1914, erschienen im Verlag des Königlich Preußischen Statistischen Landesamts, Berlin 1914.

て、世襲財産における自己経営の進展程度が、次の二つの事情に因っていたことをあわせて指摘する。第一に、所有者の社会的身分について言うと、周知のとおり、ブルジョアジーと下級貴族が所有者の場合、自己経営が通例的であったが、伯爵・侯爵の上級貴族にあっては、その土地所有の広大さゆえに、あるいは世襲財産の複数所有のために、所有者の自己経営は不可能も同然であったか、さもなければよしできたにしても、せいぜい一農場のみの自己経営が関の山であった。第二の事情は、東と西の地方的差異である。ドイツ西部においては、ザクセン州も含めて、所有と経営の合体は、東部ほどの一般性をもちえなかった。プロイセン西部の大土地所有者は、しばしば、数えきれないほど多くの零細地 (Einzelparzelle) や農民地 (Bauernhof)、そして諸農場に分割されており、その結果、農地の貸し出し、それも零細地貸し出し (Parzellenverpachtung) による土地利用が可能だったのである。

ここまではよい。上述のヘスの議論は、ドイツ農業史の常識に属する事柄だからである。しかし、わたくしは、以下の諸点について批判的な指摘をしないわけにはいかない。第一に、ドイツ西部における大土地所有の零細地等への分割の例示として、次のようにヘスが注記するのは、おそらく事実誤認であろう。すなわち、これはヴェストファーレンの事例なのであるが、「数100ヘクタールの世襲財産のために、数ダースにのぼる零細地が通常的に追放されていた」⁵³⁾ と。この記述は、大土地所有の零細地への分割を証明するものでは全くない。そうではなくて、これは、500ヘクタールほどの土地面積を上限とするいわゆる「小世襲財産」⁵⁴⁾ による零細地の追放の指摘にほかならない。われわれは、M. ヴェーバーが、「大世襲財産」⁵⁵⁾ の積極的有効性との鮮やかな対比のうえで浮き彫りにした「小世襲財産」の有害性に関する「小経営の追放」⁵⁶⁾ 「新たな零細地の絶えまない

53) K. Heß, *a. a. O.*, S. 183 Anm. 494).

54) M. Weber, *a. a. O.*, S. 371ff.

55) *Ebenda*, S. 362, 374ff.

56) *Ebenda*, S. 371.

買い足し⁵⁷⁾「農耕地買い占め」⁵⁸⁾そして「飢餓農民の分離」⁵⁹⁾等の諸事実を、ここでいま一度想起する必要がある。たかだか数100ヘクタールほどの「小世襲財産」が、その所有者に内在する本来的欲求としての「領主的」⁶⁰⁾ *seigneurial* 生活水準をかなえるためには、四方八方から買い足されるヴェーバーのいわゆる「零細地の光輪」⁶¹⁾によって包まれていなければならなかったのである。ヘスは、西部ドイツの土地制度を特徴づける一要因としての「大土地所有の零細地等への分割」の事実を正しく指摘しながら、惜しむらくは、これと、プロイセン世襲財産制の重大な一側面を成す「零細地の追放による大土地所有(=「小世襲財産」)の拡大」とを取り違えている。「小世襲財産」と「大世襲財産」の対照的な相違に関する経済学的認識の欠如が、こうした取り違えの主因であるように思われる。

以上のことは、また、次の問題とも関連する。ヘスは、「農業経営における世襲財産所有者の地位」を総括して、プロイセンの世襲財産所有者にあっては、「自分の農業経営に従事するグーツヘルの種類」⁶²⁾の優勢はなく、「世襲財産の所有形態と大経営の存在との必然的結びつき」⁶³⁾もない。さらには、極端な場合、「自己経営」⁶⁴⁾ *Eigenbetrieb* の存在そのものすらなかった、と結論づけ、それゆえ、「世襲財産の機能」⁶⁵⁾を「土地所有と経営の分離、地代と企業者リスクの分離」⁶⁶⁾に見るM. ヴェーバーのテーゼは正しい、と言うのであるが、このような議論の仕方はいささか短絡的に過ぎるのではあるまいか。

なぜなら、まず第一に、ヴェーバーは、自己経営の優勢な展開ならびに所有と経営の合体、の両者をいずれも、ある種の世襲財産すなわち「小世襲財産」に固有な契機としての確に把握する。「所有と経営の分離」は、

57) *Ebenda*, S. 371f.

58) *Ebenda*, S. 351 Anm., 367 Anm. 1).

59) *Ebenda*, S. 376 Anm.

60) *Ebenda*, S. 366.

61) *Ebenda*, S. 371.

62), 63), 64), 65), 66) K. Heß, *a. a. O.*, S. 183. なお、注66)の文言はヴェーバーのもの。Vgl. M. Weber, *a. a. O.*, S. 331. 傍点は筆者。

世襲財産全般の機能では断じてなく、4,000～5,000ヘクタールの線を超え、時には数万ヘクタールの巨大規模に達することさえ決してまれではなかった「大世襲財産の機能」だったのである。

第二に、ヴェーバーにあっての一重要論点たるイギリス史との比較史的比較の表象がヘスにはない。そもそも、先述の「土地所有と経営の分離」もヴェーバーの場合、さしあたっては、「近代資本主義的農業の祖国——イギリス——において世襲財産が果たした機能」⁶⁷⁾として把握されていた。イギリス世襲財産の歴史的役割を、ヴェーバーは、「土地所有と経営の分離」の「すぐれて完璧な成就」⁶⁸⁾に見たのである。ところが、かれの真骨頂は、これだけではない。では、「イギリス世襲財産の規模の著しい大きさと地主の経済的力を前提にして」⁶⁹⁾「イングランドで発展を見た地主と借地農業者とによる『共同のビジネス』joint business」⁷⁰⁾とかれが呼ぶ、このイギリス的な事態は、ヴェーバーその人が生きた現実のドイツにおいては、全く生み出されていなかったのか。もし、実際に生み出されていたとすれば、それはいったいなんであったのか。イギリス史の実情を比較史的に横目でにらみながら、ドイツの現実を吟味しようとする、この歴史的であると同時にすぐれて実践的な問題意識、これこそヴェーバー「世襲財産論」の最も重要な核心的視点の一つなのである。土地所有の契機に即するかぎりと言えば、かれは、ドイツに現存した「大世襲財産」にドイツ的 joint business 展開の場を見だし、その集中的かつ選別的な育成に、大土地所有制の合理的改編、ひいては、これを一つの基礎としたドイツ帝国主義の合理的建設を実現する本質的一契機としての夢を託そうとしたのであった⁷¹⁾。

このように、M. ヴェーバーには、一方において、「資本主義的大経営の面積縮小へと導く経営技術的諸契機と大土地所有の規模拡大に向かう私経済的促進力」⁷²⁾との対立・矛盾の指摘に端的に示されるとおり、「合理的

67), 68) *Ebenda*, S. 331.

69), 70) *Ebenda*, S. 374.

71) 加藤房雄, 前掲書, 221—225ページ参照.

72) M. Weber, *a. a. O.*, S. 369.

経営と土地所有の矛盾」ないしは「資本蓄積過程の障害としての土地所有」に関する、ほとんどマルクス経済学的なと言ってよいほどの、土地所有論の理論的認識の視座が蔽としてあったとすれば、同時に他方においては、人をして言わば大塚史学的な形容してみたくもならせるほどの、イギリスとドイツとの比較経済史的比較の表象の視角⁷³⁾が、否定すべくもなく同居していたのである。ヴェーバーのこの立体的な二重観点とこれに関する総合的な理解とが、ヘスにあっては、残念ながら稀薄である。

3. ポーランド問題との関連の平板さ⁷⁴⁾

ヘスの著書の第四章第二節は、ポーゼン州におけるポーランド人の世襲財産設立の申請がプロイセン政府によってどのように取り扱われたかを、1895年から1918年までの時期について検討している。拙著第七章「第一次大戦期ドイツの土地収用政策とポーランド人世襲財産」の内容に関係するところ大であること、そして、主要使用資料が筆者も探訪したメルゼブルクの『ドイツ中央文書館』⁷⁵⁾の所蔵史料であること、この二つの点でわたくしにとり本節は、短文ながらきわめて興味深い。

さて、ヘスによって明らかにされた事実はおよそ以下のとおりである。ヘスは、Potocki-Kwilecki 両伯爵の世襲財産設立申請に関するポーゼン州長官ヴィラモーヴィツ (Hugo Theodor Wichardt von Wilamowitz-Möllendorf) のプロイセン法務大臣宛報告書 (1898年) に着目する。ヴィラモーヴィツは、「国の世襲財産政策の決定的弱点」⁷⁶⁾を、

73) ただし、この問題に関するマックス・ヴェーバーと大塚史学との決定的な違いは、大塚史学が類型論の自家本元に仕立て上げようとした当のヴェーバーにあっては、大塚史学とは逆に、イギリスとドイツが類型固定的に捉えられているのでは断じてない点にある。この逆説的関連は、わが国の学会ではほとんど理解されていない。なお、加藤房雄、前掲書、233-238ページの注39) 参照。

74) ここでの叙述は、主として、K. Heß, *a. a. O.*, S. 203-207, 213f. に依拠する。

75) ドイツ統一後の名称は、『プロイセン文化財財団。国立機密文書館』Stiftung Preußischer Kulturbesitz. Geheimes Staatsarchiv, である。前館長で現「文書館上級顧問官」Oberarchivrat の Heinrich Waldmann 氏の1990年10月30日付筆者宛書簡による。

76) *Ebenda*, S. 204.

年純収益3万マルク以上の世襲財産のみに、プロイセン国王の認可を課した点に見る。現行法によれば、この限界さえ超えなければ、世襲財産の任意数の新設は、設立企図者の思いのままとなるであろうからである。かれは、さらに、ポーランド人家族の場合、認可義務のある世襲財産設立の可能性は、ごくひとにぎりの者のみに限られること、世襲財産を新設しようとするほどの財力のあるポーランド人大土地所有者の数が、この数年間不断に減ってきていること、の二点を指摘したうえで、それゆえ、ドイツ人所有地強化措置をおびやかす深刻な侵害の危険性は、現在のところ憂慮するにあたらない、と結んでいる。このように、ヴィラモーヴィツの立場は、どちらかと言えばポーランド人寄りなのであるが、それは、ポーランド人世襲財産の設立を正当化する政治的根拠として示される以下の三点に関するかれの論述を見れば、いっそう明らかとなる。

第一に、ポーランド土地貴族（＝シュラフタ *Schlachta*）は、ポーランド民族運動におけるかつての「指導者権能」⁷⁷⁾ *Führungsanspruch* をほぼ完全に喪失している。経験の示すところによれば、かれらは、民族政策的に見てすでに、プロイセンへの「国家忠誠的進路」⁷⁸⁾ *ein loyales Fahrwasser* 上を歩む無害な存在と化しているからである。第二に、貴族層をポーランド人から奪い、その結果として、広範な住民を民主勢力の陣営に走らせたりしようものなら、それは由由しい事態をもたらすであろう。ポーランド土地貴族の経済的・政治的弱体化とポーランド民族運動におけるブルジョアの民主主義グループの強化との不可分の関連が、認識されなければならない。第三に、世襲財産設立の認可をめぐる対等の取り扱いではなく、ポーランド人のみを不当に差別する不平等は、プロイセン国家に忠誠を誓っているポーランド人をさえ決定的に怒らせてしまう結果を生まざるをえないであろう。以上が、ヴィラモーヴィツの議論の概略である。

77) Rudolf Jaworski, *Handel und Gewerbe im Nationalitätenkampf. Studien zur Wirtschaftsgesinnung der Polen in der Provinz Posen (1871-1914)*, Göttingen 1986, S.

21. ただし、ヴィラモーヴィツがこの文言を使ったわけではない。

78) K. Heß, *a. a. O.*, S. 205.

これに対して、ポーゼン県知事ヤーゴ (Ernst Ludwig von Jagow) は、Potocki・Kwilecki 両伯爵による設立申請に際して、ポーランド人世襲財産の認可と助成は、ポーゼン州におけるドイツ人土地所有強化の国策に全面的に背馳するという、ポーランド人世襲財産設立へのプロイセン国王の認可をことごとく退けるために挙げられうる唯一可能な論拠を開陳した。では、認可の是非をめぐるこの件の結果は、どうだったであろうか。プロイセンの内閣は、1898年9月19日と1899年3月13日にそれぞれ、Potocki・Kwilecki 両世襲財産の設立を支持する旨の決定を下す。ヴィラモーヴィツに代表される「政治的理性」⁷⁹⁾ が、この時期にあってはなお自己を貫徹することができたのである。こうして、1900年時点においてポーゼン州には、この二つの世襲財産を含む合計16のポーランド人世襲財産が現存した⁸⁰⁾。

決定的転機は、20世紀への転換とともに訪れる。Ernst von Kurnatowski 世襲財産を唯一の例外として、世襲財産設立をめぐるポーランド人の努力は、1900年以降にあっては、プロイセン政府によりすべて水泡に帰せしめられる。いや、それだけではない。自分の騎士農場を二つに割って純収益3万マルク未満の範囲内にとどまり、プロイセン国王の認可義務を免れることによって、1915年に世襲財産化を達成した Kurnatowski の農場もまた、その後、同世襲財産に隣接するドイツ人農場所有者が、州長官の委託により純収益を再調査して、公定20,694マルクの倍額の査定報告を提出すること等の経過を通じて、結局、1918年10月、その設立の無効を告げられる結末となる。このようにして、1900年後のポーランド人世襲財産設立の動きは、そのすべてが挫折させられたのである。

ヘスによって明らかにされた当該の問題に関する事実は、およそ以上のとおりである。これは、帝政ドイツにおける「プロイセン・ポーランド間

79) *Ebenda*, S. 206.

80) Vgl. Leo Wegener, *Der wirtschaftliche Kampf der Deutschen mit den Polen um die Provinz Posen*, Posen 1903, S. 306 Tabelle XIX.

の苦難に満ちた複雑な隣国関係 (Nachbarschaft) 問題⁸¹⁾を追究するうえで、実証的に貴重な貢献である、と言えよう。しかし、同時に以下の諸点が指摘されなければならない。第一に、いったい、世紀転換後のプロイセンの対ポーランド人世襲財産政策は、その新設を未然に防ぐ一点にのみ向けられていたわけでは決してない。わたくしがすでにかつての一論で詳説した⁸²⁾ように、ポーゼン州においては、一方でドイツ人世襲財産の設立が積極的に推進されたとすれば、同時に他方においては、ドイツ法に照らして合法的に存在していたポーランド人世襲財産の強権の解体とそのドイツ人所有地への一方的転化というきわめて圧制的な措置が、執行されてもいたのである。7,500ヘクタールを突破するきわめて広大なスウコフスキ (Sulkowski) 世襲財産がプロイセン政府によって1912年に消滅させられたこの厳然たる史実の重みが、軽視されてはならない。第二に、これらの動きはすべて、1886年の「プロイセン植民法」⁸³⁾に始まり、1908年の「ポーランド問題における収用法」⁸⁴⁾の成立によって一つの頂点を迎えるいわゆる「土地闘争」⁸⁵⁾ Bodenkampf の歴史過程のなかに、個個ばらばらにではなく、すぐれて総体的に位置づけられてしかるべきである。世襲財産問題のみ、しかも、プロイセンによるポーランド人世襲財産新設の妨害と阻止という、重要ではあるが全体の一部にすぎぬ側面だけの一面的強調では、事態の全体像を見失う危険性なしとしないのではなからうか。

81) Klaus Zernack, Preussen-Polen-Russland. Betrachtungen am Ende des "Preussen-Jahres", in: Otto Büsch (Hg.), *Preussen und das Ausland*, Berlin 1982, S. 114.

82) 加藤房雄, 前掲書, 第七章参照。

83) Hans-Ulrich Wehler, *Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918. Studien zur deutschen Sozial- und Verfassungsgeschichte*, 2. Aufl., Göttingen 1979, S. 207.

84) Hans-Jürgen Puhle, *Agrarische Interessenpolitik und preußischer Konservatismus im wilhelminischen Reich 1893-1914. Ein Beitrag zur Analyse des Nationalismus in Deutschland am Beispiel des Bundes der Landwirte und der Deutsch-Konservativen Partei*, 2. Aufl., Bonn-Bad Godesberg 1975, S. 260 Anm. 240.

85) R. Jaworski, a. a. O., S. 21, 27f.

最後に、ヘスの以下の言説を聞かれない。いわく。「ポーランド人に対するプロイセンの世襲財産政策は、1900年後は不首尾に終わった。ドイツ人大土地所有の振興とポーランド人大土地所有の弱体化とのかわりに、この政策はむしろ、その逆を達成した。すなわち、たとえ世襲財産的ではなかったにせよ、ポーランド人所有地の強化である。それは、世襲財産政策が、ポーランド人を正式に、民族的反対派の側に追いやったからである。総じて、この政策は、ドイツ東部において表向きは首尾一貫して精力的に推進されたゲルマン化政策の一構成要素ではいささかもなかったのである」⁸⁶⁾、と。世襲財産政策が「不首尾」だったか否かを確認するためには、ドイツ人の「内地植民」⁸⁷⁾ *innere Kolonisation* 対スラブ人の「対抗分地」⁸⁸⁾ *Gegenparzellierung* の「土地闘争」に関する実証分析を、欠くことはできない。世襲財産政策の帰趨を確定するためには、当初の政策的意図とその実施結果との乖離の視角から、史実を精査しなければならない。世襲財産政策を含む土地政策は、明らかにドイツ化政策の一環であった。しかし、「プロイセンの土地政策は、ポーランド人の（土地の）ゲルマン化ではなく、『民族闘争』と『土地闘争』が絡み合ったドラマティックな進展のなかで、逆に、言わばドイツ人の（土地の）ゲルマン化に終わるといふ皮肉な結末となった」⁸⁹⁾ のである。それは、「プロイセンの『ゲルマン化政策』がもたらした予期せざるパラドキシカルな所産の一つ」⁹⁰⁾ だった。この逆説的な展開のなかでこそ、プロイセンの対ポーランド人世襲財産政策の歴史的意義が明確に把握されうる。複雑な歴史過程の説明は、あくまでも全体的でなければならない。ポーランド人問題とフィデイコミス問題との相関についてのヘスの理解は、以上の諸点を鑑みて、少しく平板に過

86) K. Heß, *a. a. O.*, S. 207.

87) さしあたり、Max Sering, *Die innere Kolonisation im östlichen Deutschland, Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bd. 56, Leipzig 1893, 参照。

88) R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 27.

89) 加藤房雄, 前掲書, 314ページ。

90) 同上, 315ページ。

ではないだろうか。少なくとも、それは、「立体的な内容」⁹¹⁾とは程遠いものであるように思われる。

ヘスの著作は、このほかにも多くの問題点を含んでいる。別の機会に再論したい。

(1991. 12. 27. 脱稿)

91) 『土地制度史学』第133号，1991年，71ページ。これは、柳澤治氏の言葉である。